

公務員の給与及び勤務時間の改定の勧告に当たって

人事院総裁談話（平成20年8月11日）

- 1 本日、人事院は、国会及び内閣に対し、公務員の給与及び勤務時間の改定を勧告しました。

この機会に当たり、国家公務員の皆さんに一言申し上げます。近時、行政の破綻とも言うべき事態や幹部公務員の不祥事など、公務及び公務員の在り方にかかわる問題が相次いで生じ、国民の不信や批判を招いていることは、皆さんも身に沁みて感じておられることと思います。

この問題の背景には、公務員の行政を担う使命感や倫理観の欠落があると言わざるを得ません。全体の奉仕者として公務、公共のために全力で尽くすという使命感は、公務員の原点であり、今必要とされるのは、我々公務員の一人一人が、行政の円滑な運営は、国民の支持が基盤であることに思いを致し、それぞれの職場において職務に精励することによって、公務及び公務員に対する国民の信頼を一日も早く回復していくことであると考えます。

とりわけ、幹部公務員の皆さんには、現状に危機感を持ち、自らの職務に係る責任をその所掌する行政の目的に即して改めて強く自覚し、率先して改革に当たられることを期待致します。

- 2 本年の勧告は、給与については、月例給と特別給の双方について、公務と民間の水準がほぼ均衡していることから、これらの改定を行わないこととしましたが、医師の給与については、国の医療施設における勤務医の確保が重要な課題となっており、適切な給与水準を確保する必要があることから、初任給調整手当の引上げを行うこととしたほか、給与構造改革の一環として、平成21年度から本府省業務調整手当を新設することとしました。

勤務時間については、民間企業の所定労働時間との均衡を図る観点から、1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間45分に改定することとしました。その実施に当たっては、これまでの行政サービスを維持し、かつ、行政コストの増大を招かないことが基本であると認識しています。そのためには、組

織全体として、公務の能率的な運営を最大限確保するよう業務運営の在り方を見直していかなければならないと考えます。

- 3 現在、公務員制度の改革が進められています。人事院としても、誇りと使命感を持った公務員が、国民の立場に立って真摯に公務に従事することができるよう、信頼に足る公務員制度の再構築を目指して真剣に改革を進める必要があると考えます。

制度改正に際しては、改正後の人事管理制度が現実の職場や職員の間でどのように機能するのかを十分に見通すことが重要です。同時に、現在批判を受けている問題の多くは、いわゆるキャリアシステムや早期退職慣行、業務執行体制など人事管理・業務管理の長年の運用に根ざしたものが多くことから、幹部職員をはじめとする関係職員が、制度改正を待つことなく直ちに運用の改善に着手するとともに、制度の対象者であり、これを支える者でもある職員一人一人の意識改革を実現していくことが不可欠であると考えます。

人事院も、人事行政の中立・公正性の確保などを担う第三者機関・専門機関の立場から、公務員制度改革の具体化に積極的に取り組んでまいります。

- 4 公務員の給与や勤務時間を、労働基本権制約の代償措置である人事院勧告により、情勢適応の原則の下に決定することは、国民の理解を得られる適正な勤務条件を確保するものとして定着しており、また、全国津々浦々で、国民生活の維持・向上、生命・財産の安全確保等の職務に精励している職員の努力や実績に的確に報いるとともに、行政運営の安定に資するものであると確信します。

国民各位におかれては、人事院が行う勧告の意義と行政各部においてそれぞれの職務を通じ、国民生活を支えている多くの公務員が在ることについて深いご理解を賜りたいと存じます。